

令和4年 第3回 浜松市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 場所

令和4年3月15日(火) 午後2時30分 浜北区役所 3階 大会議室

2. 委員の出欠 出席： 松澤崇 渡瀬三郎 松島好則 平尾温己 加茂龍雄 江間栄作  
中村金夫 横井典行 足立侑律 袴田博子 根木常次 内山進吾  
岡本純 山中秀三 杉山誠 後藤剛 中安千秋 森島倫生  
鈴木英雄 水崎久司 井上保典 小柳守弘 伊藤安子

欠席： 鈴木要

3. 出席した事務局職員

鈴木智久 木下穰 石川宗明 齋藤和也 縣弘之 奥山英洋 河村幸一郎  
秋山尚司 大井麻美 富永幹人 加茂真也

4. 審議事項

第16号議案 農地法第3条の規定による許可について  
第17号議案 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積及び区域の指定申請について  
第18号議案 農地法第4条の規定による許可について  
第19号議案 事業計画変更承認申請について  
第20号議案 農地法第5条の規定による許可について  
第21号議案 買受適格証明願について(3条許可競売)  
第22号議案 非農地証明について  
第23号議案 農用地利用集積計画の決定について

5. 報告事項

報第17号 非農地通知について  
報第18号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
報第19号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について  
報第20号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について  
報第21号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報第22号 時効取得を原因とする農地の所有権移転登記申請について  
報第23号 農地の地目変更登記に係る報告について

6. その他

## 議事の概要

局長 皆様、こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。本来でしたら、本日は農地利用最適化推進委員のみなさんにもご参加いただく予定でしたが、コロナの蔓延防止のための重点措置が継続されておりますので、推進委員さんのご参加については延期させていただきました。ただ、総会終了後に研修会という形で3地区の調査会の方から活動報告を行っていただく予定ですので、よろしく願いいたします。研修会終了後には役員幹事連絡調整会を開催させていただきますので、該当されます委員の方はお残りいただきますようお願いいたします。

それでは只今から、令和4年第3回浜松市農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の出席委員数ですが、24名のところ23名と過半数を超えておりますので、本会が成立いたしますことをご報告申し上げます。欠席の委員は、議席番号24番、鈴木要委員でございます。また、会議中は、携帯電話の電源を切るかマナーモードに設定するようお願いいたします。

それでは、松島会長、ご挨拶に続いて開会宣言をお願いいたします。

会長 皆さん、こんにちは。ここ2、3日は春のような日が続いていて、暖かいというより暑いくらいです。最近は暖房費やビニール等の資材も高騰しておりますので、早く春になって少しでも気が楽になればいいなと思っております。

先ほど、事務局長から報告がありましたように、本来でしたら本日は農地利用最適化推進委員の方々と総会を行いまして、その後に活動報告会の予定を組んでおりましたが、蔓延防止等重点措置が継続されているということで、農業委員だけで総会を行うことになりました。私としましては、1月に行う予定だった報告会がコロナ対応で3月に延期となり、さらに3月も開催できなくなってしまいました。みなさんの健康を考えるとこれがベストな判断だったと考えております。

ここで時間をいただいてみなさんにご説明したいことがあります。みなさんご存知のように農業委員会というのは、農業委員と農地利用最適化推進委員で構成されている組織になります。静岡県の他市町でもほとんどの農業委員会が農業委員と農地利用最適化推進委員で成り立っています。また、浜松市は広大な面積であることや、農地転用の件数が多いことから、地区調査会を設けて各地区で協議した内容を総会で決定していくという形がベストだと思っております。地区調査会の役割として議案を協議することも大事ですが、各地区調査会での活動が農業委員会の華だと捉えてもらいたいと思います。本日は、3つのブロックから1地区ずつ活動報告をしてもらうこととなります。このような報告会を年1回は開催していきたいと思っておりますので、各調査会からの報告を参考にしただけ、自分の調査会でも何かしらの活動をしていただければ幸いです。そして、この場で活動報告を共有していきたいと思っております。このような形で浜松市農業委員会は進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは只今から、令和4年第3回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

局長 ありがとうございます。それでは、ここからの進行は、議長として松島会長をお願いいたします。

議長 それでは、議事録署名人を私から指名させていただいてご異議ございませんか。  
(異議なし)

議長 それでは、議席番号 20 番の水崎久司委員、議席番号 21 番の井上保典委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。第 16 号議案農地法第 3 条の規定による許可についてを上程いたします。事務局から説明をお願いします。

木下 それでは、議案 1 ページをご覧ください。  
(議案の表紙を読み上げる)

秋山 今月の申請案件は、地区中央、整理番号 55 番外 30 件でございます。申請の内訳でございますが、所有権移転の売買に係る案件が 16 件、贈与に係る案件が 9 件、使用貸借に係る案件が 1 件、区分地上権に係る案件が 5 件でございます。

それでは整理番号に丸を付した案件について説明いたします。

議案 3 ページ、地区新津、整理番号 72 番は贈与に係る案件でございます。譲受人は、南区江之島町の■■■■■、74 歳でございます。■■■■■は南区江之島町、米津町を中心に水稻、エシャレットを耕作しており、■■■■■の田を借りて耕作していた縁もあったため、この度、相続財産管理人から田の贈与について申し出があり、営農地の規模拡大を図ることとしたものでございます。申請地は、南区江之島町の田、合計 4 筆で、取得後は水稻を作付けしていく計画でございます。

続きまして議案 5 ページ、地区庵玉、整理番号 82、83 番は贈与、整理番号 84 番は使用貸借に係る案件でございます。譲受人は、浜北区小松の■■■■■、72 歳でございます。■■■■■は、自己所有農地で、数年にわたり家庭菜園程度の耕作を行っていました。この度、隣接する叔父の■■■■■、叔母の■■■■■から所有農地の贈与を受けることとなり、併せて、自己所有農地近隣にある叔父、■■■■■の農地を貸してもらえることになったため、申請に至ったものでございます。申請地は、浜北区新原の畑、3 筆で、許可後は、みかん、柿、玉ねぎ、馬鈴薯を作付けしていく計画でございます。この案件につきましては、農地台帳登録申請と同時に農地を取得するため浜松市農地法第 3 条に係る許可基準第 4 条に基づき、許可後 1 年以内に耕作状況を報告していただく条件を付してまいります。

続きまして、議案 5 ページ、地区天竜、整理番号 85 番は売買に係る案件でございます。譲受人は、袋井市太田の■■■■■、64 歳でございます。■■■■■は、これまで申請地の近隣の所有農地で梅、花きの耕作を行っていました。この度、定年を機にもともと住んでいた地区において、自分の父親がかつて所有し、顔見知りの方も多く、近隣に所有農地や農業用倉庫がある申請地で農業をいたしたく、申請に至ったものでございます。申請地は、天竜区横川の畑、4 筆で、許可後は、茶、シキミを作付けしていく計画でございます。

説明は以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。初めに、中央地区調査会の松澤委員からお願いします。

松 澤 中央地区調査会で協議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、蒲・和田・長上地区調査会の渡瀬委員からお願いします。

渡 瀬 蒲・和田・長上地区調査会でこの議案を協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の加茂委員からお願いします。

加 茂 入野・神久呂・雄踏地区調査会で協議した結果、特に問題ありません。

議 長 続いて、湖東地区調査会の江間委員からお願いします。

江 間 湖東地区調査会で協議した結果、別に問題ありませんでした。

議 長 続いて、庄内地区調査会の中村委員からお願いします。

中 村 庄内地区調査会で協議しましたが、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、篠原・舞阪地区調査会の横井委員からお願いします。

横 井 篠原・舞阪地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、新津・可美地区調査会の根木委員からお願いします。

根 木 新津・可美地区調査会で、特に問題はございませんでした。

議 長 続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。

岡 本 都田地区調査会で協議しました結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、細江地区調査会の山中委員からお願いします。

山 中 細江地区調査会で協議しましたが、問題ありませんでした。

議 長 続いて、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。

後 藤 三ヶ日地区調査会で協議しましたが、問題ございませんでした。

議 長 続いて、浜名・北浜地区調査会の中安委員からお願いします。

中 安 浜名・北浜地区調査会で協議しましたが、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、中瀬・赤佐・亀玉地区の森島委員からお願いします。

森 島 中瀬・赤佐・亀玉地区調査会で協議いたしました。問題ありません。

議 長 最後に、天竜・龍山地区調査会の鈴木英雄委員からお願いします。

鈴木英 天竜・龍山地区調査会です。新規就農者の聞き取り案件でしたが協議の結果、問題ありませんでした。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの報告について発言のある方は挙手を願います。

(質疑応答なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。第16号議案農地法第3条の規定による許可については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第17号議案農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積及び区域の指定申請についてを上程いたします。事務局から説明をお願いします。

木 下 それでは、議案7ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

今月の申請は、別段の面積の指定を受けた農地について、譲受人への所有権移転登記

木 下 の完了が確認できたことから、別段の面積について、従来の基準面積に戻すためにご審議いただくものでございます。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

(質疑応答なし)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 17 号議案農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段の面積及び区域の指定申請については原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第 18 号議案農地法第 4 条の規定による許可についてを上程いたします。事務局から説明をお願いします。

木 下 それでは、議案 9 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

秋 山 今月の申請案件は、地区和田、整理番号 17 番外 7 件でございます。転用目的別の内訳は、自己用住宅関連が 2 件、貸駐車場が 4 件、営農型太陽光発電が 2 件でございます。農地区分別の内訳は、農用地区域内農地が 2 件、第 1 種農地が 1 件、第 2 種農地が 1 件、第 3 種農地が 4 件でございます。なお、是正案件は、22 番、24 番です。また、駐車場など、建築行為を伴わない申請については、経済産業省による再生可能エネルギー発電事業計画の認定について、問題がないことを確認しております。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。初めに、蒲・和田・長上地区調査会の渡瀬委員からお願いします。

渡 瀬 蒲・和田・長上地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、庄内地区調査会の中村委員からお願いします。

中 村 庄内地区調査会で協議しましたが、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田委員からお願いします。

袴 田 河輪・五島・白脇地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。

内 山 三方原地区調査会で協議しましたが、問題ありませんでした。

議 長 続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。

岡 本 都田地区調査会で協議しました結果、特に問題はありませんでした。

議 長 最後に、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森 島 中瀬・赤佐・亀玉地区調査会で協議をいたしました。24 番については何ら問題ありません。23 番についても問題ないですが、1 点だけみなさんにご報告したいと思います。営農型太陽光下部での榊の販売実績がある農家ですので、聞き取り案件にしようかと思いました。販売実績が報告できる案件は少ないので、我々にとっては模範的な取り組みをされていると考え、お話を伺いたく調査会への参加を求めましたが、日程が合わず後

森 島 日の出席になりましたので、4月か5月の調査会で実績についてしっかり聞いてみなさんの参考にしていきたいと思います。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの報告について発言のある方は挙手を願います。

(質疑応答なし)

議 長 それでは採決いたします。第18号議案農地法第4条の規定による許可については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第19号議案事業計画変更承認申請についてを上程いたします。事務局から説明をお願いします。

木 下 それでは、議案11ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

石 川 農地法第4条または、第5条の転用許可を受けた者は、事業計画に従い、速やかに事業を行うこととされていますが、許可を受けた後、やむを得ずその事業計画を変更しようとする場合は、許可権者が事業計画の変更承認をすることができるとされております。

今月の申請は、当初の許可期間を変更する目的変更が2件、当初の計画を全て変更する全部承継も2件でございます。

議案11ページ、地区長上、整理番号3番から説明いたします。申請人は、当初の転用事業者である[ ]です。申請地は、[ ]に位置する農地です。申請に至った経緯ですが、当初の事業計画では、浜松市下水道工事のための資材置場の敷地として、令和3年11月15日から4ヶ月間、一時的に転用する計画でした。その後、浜松市から新たに追加工事の発注を受けたことにより変更契約をしたため、令和4年6月まで3ヶ月間の期間延長を申請するものです。当初の許可目的達成が困難になった事が、転用事業者の故意または重大な過失によるものではないと認められること、排水について、雨水は自然浸透させる計画であること、隣接農地との境界には見切りを設置する計画となっていること、資金計画の見込みがあることから転用許可基準を満たすものと判断いたします。

続きまして、地区積志、整理番号4番について説明いたします。申請人は、当初の転用事業者である[ ]です。申請地は、[ ]に位置する農地です。申請に至った経緯ですが、当初の事業計画では、浜松市水道工事のための仮設事務所・仮設トイレ・資材置場・駐車場の敷地として、令和3年8月16日から7ヶ月間、一時的に転用する計画でした。その後、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、建設資材の納期に大幅な遅延が生じ、当初の事業計画のとおり工事が完了できない見込みとなったため、令和4年6月まで3ヶ月間の期間延長を申請するものです。当初の許可目的達成が困難になった事が、転用事業者の故意または重大な過失によるものではないと認められること、排水について、雨水は自然浸透させる計画であること、隣接農地との境界には見切りを設置する計画となっていること、資金計画の見込みがあ

石 川 ることから転用許可基準を満たすものと判断いたします。

続きまして、議案 12 ページ、地区神久呂、整理番号 5 番について説明いたします。申請人は、当初の転用事業者である [ ]、承継者である [ ] でございます。申請に至った経緯でございますが、当初の計画では、平成 29 年 10 月に農地法第 5 条許可を受け、申請地に自動車部品製造工場の建設を計画いたしました。[ ] は [ ] を主な事業としておりますが、社会情勢の変化や経営計画の見直しにより建設計画を中止すると決定し、申請地の譲渡を計画いたしました。承継者の [ ] は、現在 [ ] を主な事業として行っており、申請地を譲り受け、隣接農地も含めて、水産物加工のための工場を建設することを計画したものです。申請地は、[ ] に位置する農地でございます。農地区分は、概ね 10 ヘクタール未満の一団を形成する農地の区域内にある農地であることから、第 2 種農地に該当すると判断いたしました。承継後の転用計画は、申請地に新たに水産物加工のための工場を建設するものです。当初の許可目的達成が困難になったことが、転用事業者の故意又は重大な過失によるものではないと認められること、転用計画について排水計画は問題なく、転用行為により土砂の流出・崩壊の恐れもないこと、資金計画の見込みもあることから、転用許可基準を満たすものと判断されます。なお、事業計画変更後の 5 条申請につきまして、議案 15 ページ、整理番号 174 番にて申請がされておりますので、そちらでの審議も併せてお願いいたします。

続きまして、議案 12 ページ、地区三方原、整理番号 6 番について説明いたします。申請人は、当初の転用事業者である [ ]、承継者である [ ]、[ ] でございます。申請に至った経緯でございますが、当初の計画では、平成 30 年 2 月に農地法第 5 条許可を受け、申請地に自己用住宅を建築する予定でしたが、その後、家庭の事情で計画が中断し、建築されないまま現在に至ります。承継者の [ ] は、現在借家住まいで家族も増え手狭となってきたため、申請地に自己用住宅の建築を計画したものです。申請地は、[ ] に位置する農地でございます。農地区分は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が 40%を超えているため第 3 種農地に該当すると判断いたしました。承継後の転用計画は、申請地に 111.79 m<sup>2</sup>の自己用住宅を建築するもので、配置計画から見て転用面積は適当と認められます。敷地の外周には見切工を設置し、汚水は合併浄化槽から道路側溝へ排水し、雨水も道路側溝へ排水する計画となっております。当初の許可目的達成が困難になったことが、転用事業者の故意又は重大な過失によるものではないと認められること、転用計画について排水計画は問題なく、転用行為により土砂の流出・崩壊の恐れもないこと、資金計画の見込みもあることから、転用許可基準を満たすものと判断されます。なお、事業計画変更後の第 5 条申請につきまして、議案 20 ページ、整理番号 201 番にて申請がされておりますので、そちらでの審議も併せてお願いいたします。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありました。何かご意見、ご質問はございませんか。

(質疑応答なし)

議長 それでは、第 19 号議案事業計画変更承認申請については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第 20 号議案農地法第 5 条の規定による許可についてを上程いたします。事務局から説明をお願いします。

木下 それでは、議案 13 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

石川 今月の申請案件は、地区中央、整理番号 160 番外 64 件でございます。転用目的別の内訳につきましては、農家住宅関連が 3 件、農業用施設が 1 件、自己用・共同住宅関連が 23 件、事業用の建物関連が 14 件、駐車場、資材置場等事業用のその他施設への転用が 12 件、太陽光発電が 5 件、営農型太陽光発電が 5 件、一時転用が 2 件でございます。また、農地区分別の内訳につきましては、農用地区域内農地が 6 件、第 1 種農地が 5 件、第 2 種農地が 16 件、第 3 種農地が 38 件でございます。なお、是正案件は整理番号 176 番、183 番でございます。また、駐車場、資材置場など建築行為を伴わない申請については、経済産業省による再生可能エネルギー発電事業計画の認定について問題がないことを確認しております。

それでは、整理番号に丸を付した案件について、説明いたします。

議案 21 ページ、地区三ヶ日、整理番号 209 番をお願いします。北区三ヶ日町都筑の畑 4 筆、4,791 m<sup>2</sup>について、太陽光発電設備を設けたいという申請でございます。申請者は、東区半田町に本社を置き、[ ] を営む法人です。近年の電力需要を考慮し、この度、日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電事業を行いたく、申請に至ったものでございます。申請地は、[ ] に位置する農地です。農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地に該当すると判断いたしました。本転用事業は、540W の太陽光パネル 848 枚を設置し、発電能力が 457.92kW となる発電設備を設ける計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われれます。申請地の周囲にはフェンスを設置する計画であること、雨水は自然浸透させ、余剰分は敷地内に新設する素掘りの水路から既設水路へ放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、経済産業省の設備認定を令和 3 年 3 月 31 日付で受けていること、中部電力の接続契約も完了していること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

説明は以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。初めに、中央地区調査会の松澤委員からお願いします。

松澤 中央地区調査会で協議した結果、特に問題はありませんでした。

|   |   |  |
|---|---|--|
| 議 | 長 | 続いて、蒲・和田・長上地区調査会の渡瀬委員からお願いします。   |
| 渡 | 瀬 | 蒲・和田・長上地区調査会で協議しました結果、問題ありませんでした。  |
| 議 | 長 | 続いて、中ノ町・笠井地区調査会の分を私からご報告申し上げます。  |
|   |   | 調査会で協議した結果、特に問題はございませんでした。   |
|   |   | 続いて、積志地区調査会の平尾委員からお願いします。  |
| 平 | 尾 | 積志地区調査会で協議しましたが、特に問題ありませんでした。  |
| 議 | 長 | 続いて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の加茂委員からお願いします。   |
| 加 | 茂 | 入野・神久呂・雄踏地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。  |
| 議 | 長 | 続いて、湖東地区調査会の江間委員からお願いします。  |
| 江 | 間 | 湖東地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。   |
| 議 | 長 | 続いて、庄内地区調査会の中村委員からお願いします。  |
| 中 | 村 | 庄内地区調査会にて協議しましたが、特に問題ありませんでした。   |
| 議 | 長 | 続いて、篠原・舞阪地区調査会の横井委員からお願いします。   |
| 横 | 井 | 篠原・舞阪地区調査会にて協議した結果、特に問題ありませんでした。   |
| 議 | 長 | 続いて、芳川・飯田地区調査会の足立委員からお願いします。   |
| 足 | 立 | 182番1件ですけれども、地区調査会においては特に問題ありませんでした。   |
| 議 | 長 | 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田委員からお願いします。  |
| 袴 | 田 | 河輪・五島・白脇地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。   |
| 議 | 長 | 続いて、新津・可美地区調査会の根木委員からお願いします。   |
| 根 | 木 | 新津・可美地区調査会で検討いたしました結果、特に問題はありませんでした。191番の資材置場の件につきまして調査員から一言ありまして、ダンプで残土等を運び込みますと道路がへこむかもしれないということで、調査会で聞き取りの際に申請者に注意したところ、十分注意して施工しますとの回答をいただきました。特に問題はございませんでした。 |
| 議 | 長 | 続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。   |
| 内 | 山 | 三方原地区調査会で協議しましたが、問題ありませんでした。   |
| 議 | 長 | 続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。  |
| 岡 | 本 | 都田地区調査会で協議しました結果、特に問題ございませんでした。  |
| 議 | 長 | 続いて、細江地区調査会の山中委員からお願いします。  |
| 山 | 中 | 細江地区調査会で協議しましたが、問題ありませんでした。  |
| 議 | 長 | 続いて、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。   |
| 後 | 藤 | 三ヶ日地区調査会で協議しましたが、問題ございませんでした。  |
| 議 | 長 | 続いて、浜名・北浜地区調査会の中安委員からお願いします。   |
| 中 | 安 | 浜名・北浜地区調査会で協議しましたが、特に問題はありませんでした。  |
| 議 | 長 | 続いて、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。  |
| 森 | 島 | 中瀬・赤佐・亀玉地区調査会で協議いたしました。問題ありません。  |
| 議 | 長 | 最後に、天竜・龍山地区調査会の鈴木英雄委員からお願いします。   |
| 鈴 | 木 | 天竜・龍山地区調査会で協議しましたが、問題ありませんでした。   |

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの報告について発言のある方は挙手を願います。

(質疑応答なし)

議長 それでは採決いたします。第20号議案農地法第5条の規定による許可については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第21号議案買受適格証明願について(3条許可競売)を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

木下 それでは、議案25ページをご覧ください。

(議案を読み上げる)

富永 今月の買受適格証明願は競売にかかる案件■■■■でございます。農地の競売に参加する場合、事前に農業委員会から買受適格証明書を取得し、これを添付して参加することが民事執行規則第33条により定められています。これは、農地を取得できない者が最高価買受人になることを防ぐためのものであり、農地法の許可見込みのある場合に買受適格証明書が交付されます。

それでは、地区積志、整理番号2番について説明いたします。願出人は、東区半田町の■■■■、63歳でございます。■■■■は引佐町渋川、半田町で水稻、みかん、キウイフルーツ、栗を耕作しておりますが、居住地に近い農地で規模拡大を希望しており、この度の申請に至ったものでございます。申請地は■■■■の畑、3筆で取得後はみかんを作付けしていく計画でございます。

審査したところ、下限面積要件等、農地法第3条の許可を得るための要件をすべて満たすものであり、買受適格証明書の交付が適当と判断されるものでございます。

説明は以上でございます。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

(森島委員 挙手)

議長 はい、森島委員。

森島 念のため伺います。買受適格証明願というのは、農地の競売に参加する人は全員が取る必要がありますか。

縣 農地調整グループ長の縣です。森島委員からのご質問ですが、森島委員のお考えのとおりで間違いございません。3条の許可要件を満たしている人に買受適格証明を交付いたします。

森島 つまり、浜松市における農地の競売に関しては、この会議を経ない競売はあり得ないということよろしいですか。

縣 入札に参加する場合は、裁判所から買受適格証明書を添付するように求められておりますので、全て農業委員会総会に掛かることとなります。

森島 ありがとうございます。

議長 その他、ございますでしょうか。

(質疑応答なし)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 21 号議案買受適格証明願について(3 条許可競売)は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第 22 号議案非農地証明についてを上程いたします。事務局から説明をお願いします。

木 下 それでは、議案 27 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

富 永 今月の申請案件は、地区三ヶ日、整理番号 11 番の 1 件でございます。内訳につきましては、山林が 1 件でございます。

地区三ヶ日、整理番号 11 番の申請地は、昭和 50 年頃まで耕作管理しておりましたが、山林に囲まれた農地で生産性が悪く耕作が困難となり、次第に山林化したものです。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

(質疑応答なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。第 22 号議案非農地証明については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第 23 号議案農用地利用集積計画の決定についてを上程いたします。事務局から説明をお願いします。

木 下 それでは、議案 29 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

富 永 それでは、別添資料の別冊 1 をご覧ください。令和 3 年度第 12 回浜松市農用地利用集積計画(案)でございます。公告予定は令和 4 年 3 月 18 日となります。2 枚めくって頂きまして、農用地利用集積利用権等設定内訳表をご覧ください。合計 395 筆、425,324.86 m<sup>2</sup>の内訳でございます。今月は、笠井地区での 6 筆をはじめとして、計 20 地区での利用権設定を予定しております。その次の 1 ページから利用権設定明細が掲載されております。1 ページから 39 ページは相対契約及び中間管理事業における貸借によるもの、41 ページは所有権移転を掲載しております。

それでは、新規就農に関するものについて抜粋してご説明いたします。

1 ページの 1 番から 3 番をご覧ください。[ ] です。東区恒武町の農業者の [ ] が、令和 3 年 3 月に設立した会社で、規模拡大したく今回の申請に至りました。浜北区寺島 [ ] 外 2 筆の畑、計 1,734 m<sup>2</sup>を借り受け、にんじんの栽培を予定しております。

次に、1 ページの 4 番、7 ページの 1 番をご覧ください。[ ] です。北区三ヶ日町の農地所有適格法人の [ ] のもとでみかんの栽培を学

富 永 び、今回の申請に至りました。北区三ヶ日町都築 [REDACTED] 外 1 筆の畑、計 1,944 m<sup>2</sup>を借り受け、みかんの栽培を予定しております。

次に、11 ページの 3 番からの 8 番をご覧ください。 [REDACTED] です。北区三ヶ日町只木の農業者の [REDACTED] が令和 3 年 6 月に設立した会社で、個人の営農地を法人に移転したく、今回の申請に至りました。北区三ヶ日町只木 [REDACTED] 外 5 筆の畑、計 6,140 m<sup>2</sup>を借り受け、みかんの栽培を予定しております。

次に、11 ページの 1 番、2 番、21 ページから 39 ページの 1 番までをご覧ください。農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定が 158 筆ございます。農地中間管理事業は、農地所有者から中間管理機構である県の農業振興公社が利用権設定により農地を借り受け、公社から農業者への転貸については、農用地利用配分計画書を公社が県知事に申請し、県知事の認可を受けることにより転貸が成立するもので、備考欄に配分予定先を記載してあります。

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、各調査会における補足説明等はございませんか。

(補足説明なし)

議 長 その他、何かご意見、ご質問はございませんか。

(質疑応答なし)

議 長 それでは、第 23 号議案農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、報告事項の第 17 号から第 23 号までを、事務局から報告をお願いします。

木 下 議案 31 ページをご覧ください。報告事項一覧になります。報第 17 号から報第 23 号までとなります。報第 17 号非農地通知について担当からご説明いたします。

大 井 それでは、お手元の議案 33 ページから 34 ページ及び別添の参考資料をご覧ください。報第 17 号非農地通知についてです。本日、第 22 号議案にてご審議いただいた所有者からの申請に基づく非農地証明と異なり、推進委員等の利用状況調査により発見した既に山林化している農地を、農業委員会が農地に該当しない旨の判断を行い、農地台帳から除外するものです。昨年度も同時期に総会にて報告いたしました。今年度は天竜区熊、長沢を対象に、土地改良事業関係や農業者年金等の影響確認や現地確認を行い、計 51 筆、38,694.80 m<sup>2</sup>の農地について、農地に該当しない旨の判断を行いました。

今後につきましては、所有者等に非農地通知書を送付するとともに、農地台帳の整理や法務局等の関係機関への情報提供を行ってまいります。

説明は以上でございます。

議 長 只今の報告事項につきましては、ご承知おき願いたいと思います。

議長 長 それでは、その他として委員の皆様から、活動を通して何かありましたらお願いいたします。

水崎 島  
森島 長  
議長 長  
齋藤 長

- ・浜松市認定農業者協議会の活動について
- ・浜松市認定農業者協議会の活動の情報共有について

それでは、事務局から連絡事項がありましたら、お願いいたします。

- ・農業会議情報について
- ・農業委員会による最適化活動の推進等について
- ・地区調査会活動の事例発表、役員幹事連絡調整会について
- ・令和4年度農業員会総会開催予定について

今後の会議予定

- ・第4回浜松市農業委員会総会

日時 令和4年4月15日（金） 午後2時30分～

場所 浜松市役所 北館1階 101・102会議室

議長 長 事務局から活動報告についての説明がありましたが、皆様が行っている活動報告について、些細なことでも結構ですので記載していただければと思います。

以上で、本日の審議案件、報告事項につきましては終了いたしました。長時間に亘り、ご熱心なご討議ありがとうございました。これをもちまして、第3回浜松市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会時間 午後3時20分

以上、議事の正確さを期すため署名する。

令和4年4月15日（金）

会 長 松島 好則

委 員 水崎 久司

委 員 井上 保典